



# 三重県公報

平成31年3月19日 (火)

第 3092 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
<b>規 則</b>			
16	三重県農業大学校条例施行規則の一部を改正する規則	(担い手支援課)	2
<b>告 示</b>			
153	地方自治法施行令第158条第1項の規定による償還金及び遅延損害金の収納事務の委託	(教 育 委 員 会)	3
<b>選 管 告 示</b>			
17	三重県選挙管理委員会規程の一部を改正する告示	(選挙管理委員会)	4
18	公職選挙事務執行規程の一部を改正する告示	( 同 )	4
19	最高裁判所裁判官国民審査事務執行規程の一部を改正する告示	( 同 )	21
20	少額領収書等の写しの開示に関する規程の一部を改正する告示	( 同 )	24
21	三重県議会議員選挙において候補者の届出等の書類を選挙長に提出すべき場所及び選挙事務所の設置等の届出等の書類を県の選挙管理委員会に提出すべき場所	( 同 )	24
<b>公 告</b>			
	都市計画の図書の写しの縦覧	(都 市 政 策 課)	26
<b>特 定 調 達 公 告</b>			
	随意契約の相手方を決定した旨	( 企 業 庁 )	26

**規 則**

三重県農業大学校条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成三十一年三月十九日

三重県知事 鈴木 英 敬

**三重県規則第十六号**

三重県農業大学校条例施行規則の一部を改正する規則

三重県農業大学校条例施行規則（昭和六十一年三重県規則第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前												
別表（第2条関係） 養成科2年課程					別表（第2条関係） 養成科2年課程												
区 分		科 目	時間数	単位数	区 分		科 目	時間数	単位数								
共通科 目	専 門 科 目	(略)	(略)	(略)	共通科 目	専 門 科 目	(略)	(略)	(略)								
		必須科 目	(略)	(略)			(略)	必須科 目	(略)	(略)	(略)	(略)					
			植物育種	16			1		植物育種	16	1						
			環境保全と農業	32			2		生物工学	16	1						
			作物保護	16			1		作物保護Ⅰ	32	2						
			(略)	(略)			(略)		作物保護Ⅱ	16	1						
			農業情勢	16			1		(略)	(略)	(略)						
			(略)	(略)			(略)		環境保全と農業	16	1						
			小計	384			24		(略)	(略)	(略)						
		共通科 目	専 門 科 目	(4科目を選 択)			64	4	共通科 目	専 門 科 目	(1科目を選 択)	16	1				
				食品化学							選択科 目	食品化学					
				有機農業								有機農業					
				農業と福祉								農業と福祉					
				選択科 目A			専 門 科 目	生物工学					選択科 目	専 門 科 目	(2科目を選 択)	32	2
								農産加工							農産加工		
土壌診断						土壌診断											
コンピューター 演習						選択科 目		コンピューター 演習									
フラワーデザイ ン								フラワーデザイ ン									
農業機械整備								農業機械整備									
小計	64	4	小計		32	2											
選択科 目	専 門 科 目	(略)	(略)	(略)	選択科 目	専 門 科 目	(略)	(略)	(略)								

		目B			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)			(略)	(略)	(略)

  

養成科 1 年課程					
区分		科目	時間数	単位数	
共通科 目	専門科 目	(略)	(略)	(略)	(略)
		農業経営	32	2	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)
		環境保全と農業	32	2	(略)
		作物保護	16	1	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)
		小計	176	11	(略)
		( 6 科目を 選 択)	96	6	(略)
		(略)			
		玉掛け技能			
		農業政策			
		農業情勢			
		農業経営力養成 講座Ⅰ			
		農業経営力養成 講座Ⅱ			
		農業経営力養成 講座Ⅲ			
小計	96	6	(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)			(略)	(略)	(略)

  

		目			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)			(略)	(略)	(略)

  

養成科 1 年課程							
区分		科目	時間数	単位数			
共通科 目	専門科 目	(略)	(略)	(略)	(略)		
		農業経営	32	2	(略)		
		農業政策	16	1	(略)		
		(略)	(略)	(略)	(略)		
		作物保護Ⅰ	32	2	(略)		
		作物保護Ⅱ	16	1	(略)		
		(略)	(略)	(略)	(略)		
		小計	192	12	(略)		
		( 5 科目を 選 択)	80	5	(略)		
		(略)					
		玉掛け技能					
		小計	80	5	(略)		
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
		(略)			(略)	(略)	(略)

附 則

- 1 この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の日の前日に三重県農業大学校に在籍し、この規則の施行の日以後に引き続き三重県農業大学校に在籍する養成科二年課程の者の科目及びその時間数並びに単位数については、この規則による改正前の「環境保全と農業」の科目を履修した者にあつては改正後の「農業情勢」の科目を、「作物保護Ⅰ」の科目を履修した者にあつては改正後の「環境保全と農業」の科目を、「作物保護Ⅱ」の科目を履修した者にあつては改正後の「作物保護」の科目をそれぞれ履修したものとみなす。

**告 示**

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、三重県高等学校等修学奨学金貸付金に係る償還金及び同償還金に係る遅延損害金の収納事務を次のとおり委託します。

平成 31 年 3 月 19 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 委託先  
埼玉県さいたま市大宮区大門町 1-1 ミナトビル 5F  
弁護士法人ライズ綜合法律事務所
- 2 委託期間  
平成 31 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まで

**選 管 告 示**

**三重県選挙管理委員会告示第 17 号**

三重県選挙管理委員会規程の一部を改正する告示を次のように定めます。

平成 31 年 3 月 19 日

三重県選挙管理委員会委員長 高 木 久 代

三重県選挙管理委員会規程の一部を改正する告示

三重県選挙管理委員会規程（昭和 44 年三重県選挙管理委員会告示第 28 号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
別表（第 11 条関係） 1～3 （略） 4 規正法に基づく事務 (1) （略） <u>(2) 規正法第 20 条第 4 項の規定により収入及び支出並びに資産等の報告書をインターネットの利用その他の適切な方法により公表すること。</u> (3) （略） 5～11 （略）	別表（第 11 条関係） 1～3 （略） 4 規正法に基づく事務 (1) （略） (2) （略） 5～11 （略）

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

**三重県選挙管理委員会告示第 18 号**

公職選挙事務執行規程の一部を改正する告示を次のように定めます。

平成 31 年 3 月 19 日

三重県選挙管理委員会委員長 高 木 久 代

公職選挙事務執行規程の一部を改正する告示

公職選挙事務執行規程（平成 7 年三重県選挙管理委員会告示第 5 号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(在外選挙人名簿登録者数の報告) 第 6 条の 2 市町委員会は、令第 23 条の 16 第 1 項の規定により読み替えて準用する令第 22 条第 1 項の規定による登録が行われた日現在（同日が衆議院議員又は参議院議員の選挙の期日の公示又は告示の日から当該選挙の期日までの間にある場合を除く。）及び衆議院議員又は参議院議	(在外選挙人名簿登録者数の報告) 第 6 条の 2 市町委員会は、令第 23 条の 16 第 1 項の規定により読み替えて準用する令第 22 条第 1 項の規定により登録月（登録月の 2 日が衆議院議員又は参議院議員の選挙の期日の公示又は告示の日から当該選挙の期日までの間にある場合には、当該登録月を除く。）の 3 日現在及び衆

<p>員の選挙の期日の公示又は告示のあった日現在において、在外選挙人名簿に登録されている選挙人の数を県委員会に報告するときは、第 2 号様式の 2 によりこれを行うものとする。</p>	<p>議院議員又は参議院議員の選挙の期日の公示又は告示のあった日現在において、在外選挙人名簿に登録されている選挙人の数を県委員会に報告するときは、第 2 号様式の 2 によりこれを行うものとする。</p>
<p>(不在者投票のできる病院等の指定)</p>	<p>(不在者投票のできる病院等の指定)</p>
<p>第 19 条 令第 55 条第 2 項及び第 4 項第 2 号の規定により県委員会が指定する病院、老人ホーム、身体障害者支援施設及び保護施設は、次の各号に掲げるものとする。</p>	<p>第 19 条 令第 55 条第 2 項及び第 4 項第 2 号の規定により県委員会が指定する病院、老人ホーム、身体障害者支援施設又は保護施設は、病院にあっては医療法（昭和 23 年法律第 205 号）に規定するおおむね 50 人以上の患者を収容できる病院又は介護保険法</p>
<p>二 病院 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）に規定するおおむね 50 人以上の患者を収容できる病院並びに介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）に規定する入所定員がおおむね 50 人以上である介護老人保健施設及び介護医療院</p>	<p>（平成 9 年法律第 123 号）に規定する入所定員がおおむね 50 人以上である介護老人保健施設、老人ホームにあっては老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）に規定する入所定員がおおむね 50 人以上である老人ホーム、身体障害者支援施設にあっては障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に規定する障害者支援施設及び福祉ホームのうち、専ら身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）に規定する身体障害者を入所させる施設で入所定員がおおむね 50 人以上である身体障害者支援施設、保護施設にあっては生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）に規定する入所定員がおおむね 50 人以上である保護施設とする。</p>
<p>二 老人ホーム 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）に規定する入所定員がおおむね 50 人以上である老人ホーム</p>	<p>（平成 17 年法律第 123 号）に規定する障害者支援施設及び福祉ホームのうち、専ら身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）に規定する身体障害者を入所させる施設で入所定員がおおむね 50 人以上である</p>
<p>三 身体障害者支援施設 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に規定する障害者支援施設及び福祉ホームのうち、専ら身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）に規定する身体障害者を入所させる施設で入所定員がおおむね 50 人以上である身体障害者支援施設</p>	<p>る身体障害者支援施設、保護施設にあっては生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）に規定する入所定員がおおむね 50 人以上である保護施設とする。</p>
<p>四 保護施設 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）に規定する入所定員がおおむね 50 人以上である保護施設</p>	<p>2 ～ 4 （略） （ビラの届出）</p>
<p>2 ～ 4 （略） （ビラの届出）</p>	<p>2 ～ 4 （略） （ビラの届出）</p>
<p>第 49 条 法第 142 条第 1 項第 1 号及び第 2 号から第 4 号までの規定による選挙運動用ビラの届出は、第 35 号様式に準じて作成した届出書により、これをしなければならない。 （ビラの証紙）</p>	<p>第 49 条 法第 142 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 3 号の規定による選挙運動用ビラの届出は、第 35 号様式に準じて作成した届出書により、これをしなければならない。 （ビラの証紙）</p>
<p>第 50 条 法第 142 条第 7 項の規定による証紙は、第 36 号様式により作成し、同条第 1 項第 1 号及び第 2 号から第 4 号までの規定によるビラに係るものについては前条の規定による届出があった後、直ちに交付し、法第 142 条第 2 項の規定によるビラに係るものについては第 51 条の 2 の申請に基づき交付する。</p>	<p>第 50 条 法第 142 条第 7 項の規定による証紙は、第 36 号様式により作成し、同条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 3 号の規定によるビラに係るものについては前条の規定による届出があった後、直ちに交付し、法第 142 条第 2 項の規定によるビラに係るものについては第 51 条の 2 の申請に基づき交付する。</p>

第 2 号様式その 1 を次のように改める。

第 2 号様式その 1 (名簿登録者数報告の様式) (第 6 条関係)

選挙人名簿登録者数報告 (定時登録)

市町

年 月 日現在

区分 男女計	前回定時登録日現在における名簿登録者数 A	性別変更した者に係る変更登録者数 B	定時登録に係る補正登録者数 C	選挙時登録者数 D	選挙時登録に係る補正登録者数 E	抹消者数 F	今回定時登録者数 G	今回定時登録日現在の名簿登録者数 (A + B + C + D + E - F + G) H
	男							
	女							
	計							

登録日を変更した場合の月日	投票区数	登録人員の 1 / 5 0 の数	登録人員の 1 / 6 の数	登録人員の 1 / 3 の数

(付表)

投票区名	H 欄の数の内訳			投票区名	H 欄の数の内訳		
	男	女	計		男	女	計

備考

- この様式は、定時登録が行われたときの報告に用いること。
- この様式には、登録月の 1 日現在により、同日 (ただし、登録月の 1 日が地方公共団体の休日の場合は、登録月の 1 日又は同日の直後の地方公共団体の休日以外の日) に選挙人名簿に登録する者を記載すること (公職選挙法第 22 条第 1 項)。
- 「選挙時登録者数」は、前回定時登録日から今回定時登録日までの間に選挙時登録が行われた場合において、当該登録日に登録された者の数 (2 回以上選挙時登録が行われた場合にあっては、その合計数) を記載すること。

第 35 号様式及び第 36 号様式を次のように改める。

第 35 号様式（ビラの届出書の様式）（第 49 条関係）

選挙運動用ビラの届出書

年 月 日

三重県選挙管理委員会委員長 宛て

何選挙

候補者（氏 名）<sup>㊦</sup>

年 月 日執行の何選挙において、公職選挙法第 142 条第 1 項第 1 号（第 2 号）（第 3 号）（第 4 号）の規定により頒布するビラを次のように届け出ます。

記

ビラの種類	頒布する枚数

備考 この届出には、ビラの見本（記載内容等の異なるビラがある場合においては、それぞれ 1 枚）を添えること。

第 36 号様式（ビラの証紙の様式）（第 50 条関係）

<p style="text-align: center;">年執行</p> <p>何 選挙</p> <p style="text-align: center;">(番号)</p> <p>三重県選管</p>
---

備考

- 1 規格、用紙、地模様等は、その都度定める。
- 2 番号は、候補者又は候補者届出政党ごとに同一のものとし、候補者届出政党及び県議会議員選挙の候補者については各選挙区を表示する枝番号をつける。

第 54 号様式その 3 を次のように改める。

第 54 号様式その 3 (ビラ作成契約届出書の様式) (第 86 条関係)

ビラ作成契約届出書

次のとおりビラの作成契約を締結したので届け出ます。

年 月 日

年 月 日執行

選挙 ( 選挙区)

候補者 ( 氏 名 ) ㊦

三重県選挙管理委員会委員長 宛て

記

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		作成契約枚数	作成契約金額	

備考 契約届出書には、契約書の写しを添付すること。

第 55 号様式その 3 を次のように改める。

第 55 号様式その 3 (ビラ作成枚数確認申請書の様式) (第 87 条関係)

ビラ作成枚数確認申請書

次のビラ作成枚数につき、三重県議会議員及び三重県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例第 6 条の規定による確認を受けたいので申請します。

年 月 日

年 月 日執行

選挙 ( 選挙区)

候補者 ( 氏 名 ) ㊦

三重県選挙管理委員会委員長 宛て

記

- 1 契約年月日 年 月 日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- 3 確認申請枚数 枚

区 分	作成枚数	左のうち確認済又は確認申請枚数
前回までの累積枚数 (a)	枚	枚
今回の枚数 (b)	枚	枚
枚数計 (a) + (b)	枚	枚
備 考		

備考

- 1 この申請書は、ビラ作成業者ごとに候補者から三重県選挙管理委員会に提出すること。
- 2 この申請書は、ビラ作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものであること。
- 3 「前回までの累積枚数」欄には、他のビラ作成業者によって作成された枚数を含めて記載すること。



第 56 号様式その 3 から第 57 号様式その 2 までを次のように改める。

## 第 56 号様式その 3 (ビラ作成枚数確認書の様式) (第 87 条関係)

確認ビ第 _____ 号
ビラ作成枚数確認書
三重県議会議員及び三重県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例第 6 条の規定に基づき、次のビラ作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。
年 月 日
三重県選挙管理委員会委員長 ㊟
記
1 年 月 日執行 選挙 ( 選挙区)
2 候補者の氏名
3 確認枚数 _____ 枚
備考
1 この確認書は、ビラ作成枚数について確認を受けた候補者からビラ作成業者に提出すること。
2 この確認書を受領したビラ作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、ビラ作成証明書とともにこの確認書を請求書に添付すること。
3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、三重県に支払を請求することはできない。

第 57 号様式その 1 (選挙運動用自動車使用証明書の様式) (第 89 条関係)

選挙運動用自動車使用証明書  
(自動車)

次のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

年 月 日 年 月 日執行 選挙 ( 選挙区)  
候補者 ( 氏 名 ) ㊟

記

運送等契約区分 (該当する方の番号に ○をしてください。)	1 一般乗用旅客自動車 運送事業者との運送 契約による場合	2 左に掲げる場合以外 の場合	
運送事業者等の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつてはその代表者の氏名			
車種及び自動車登録番号 又は車両番号	運送等年月日	運送等金額	備 考
		円	

備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、運送事業者等ごとに作成し、候補者から運送事業者等に提出すること。
- 運送事業者等が三重県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付すること。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、三重県に支払を請求することはできない。
- 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たり次の金額までとする。  
 (1) 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合 64,500 円  
 (2) (1)以外の場合 15,800 円
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約(「運送等契約区分」欄の1)とそれ以外の契約(「運送等契約区分」欄の2)とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られるので、その指定をした一の契約のみについて記載すること。
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1台に限られるので、その指定をした1台のみについて記載すること。
- 5の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び6の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、三重県に支払を請求することはできない。

第 57 号様式その 2 (選挙運動用自動車使用証明書の様式) (第 89 条関係)

選挙運動用自動車使用証明書  
(燃 料)

次のとおり燃料を使用したものであることを証明します。

年 月 日

年 月 日執行 選挙 ( 選挙区 )  
候補者 ( 氏 名 )

記

燃料供給業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名				
燃料供給年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	燃料供給量	燃料供給金額	備考
年 月 日			円	

備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、燃料供給業者ごとに作成し、給油伝票 (燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則 (昭和 45 年運輸省令第 7 号) 第 13 条第 1 項第 4 号に規定する 4 けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則 (昭和 26 年運輸省令第 74 号) 第 36 条の 17 第 1 項第 4 号若しくは第 36 条の 18 第 1 項第 3 号に規定する 4 けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。以下同じ。) の写しを添えて、候補者から燃料供給業者に提出すること。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載すること。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄、「燃料供給量」欄及び「燃料供給金額」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載すること。
- 燃料供給業者が三重県に支払を請求するときは、この証明書及び給油伝票の写しを請求書に添付すること。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、三重県に支払を請求することはできない。
- 公費負担の限度額は、候補者から燃料供給業者に提出された確認書に記載された金額までとする。
- 公費負担の限度額算出の日数については、無投票となった場合は立候補届出をした日から無投票が確定した日までとなり、また、自動車使用に関する運送契約において一般乗用旅客自動車運送事業者との契約が締結されている場合は、その日を除いた日数となること。

第 58 号様式その 1 及び第 58 号様式その 2 を次のように改める。

第 58 号様式その 1 (ポスター作成証明書の様式) (第 89 条関係)

<p>ポスター作成証明書</p> <p>次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。</p> <p>年 月 日 年 月 日執行 選挙 ( 選挙区) 候補者 ( 氏 名 ) ㊞</p> <p style="text-align: center;">記</p>	
ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	
作成枚数	枚
作成金額	円
当該選挙区 (当該選挙が行われる区域) におけるポスター掲示場数	箇所
<p>備考</p> <p>1 この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに作成し、候補者からポスター作成業者に提出すること。</p> <p>2 ポスター作成業者が三重県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付すること。</p> <p>3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、三重県に支払を請求することはできない。</p> <p>4 1 人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりである。</p> <p>(1) 枚数                      当該選挙区 (当該選挙が行われる区域) におけるポスター掲示場数×2 枚</p> <p>(2) 限度額</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 当該選挙区 (当該選挙が行われる区域) におけるポスター掲示場の数が 500 以下の場合  <math display="block">\frac{310,500 \text{ 円} + 525 \text{ 円} \times 06 \text{ 銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価 (1 円未満の端数は、切り上げる。)}</math></p> <p style="margin-left: 20px;">ロ 当該選挙区 (当該選挙が行われる区域) におけるポスター掲示場の数が 500 を超える場合  <math display="block">\frac{573,030 \text{ 円} + 27 \text{ 円} \times 50 \text{ 銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価 (1 円未満の端数は、切り上げる。)}</math></p> <p style="margin-left: 20px;"><u>単価×確認された作成枚数=限度額</u></p>	

第 58 号様式その 2 (ビラ作成証明書の様式) (第 89 条関係)

ビラ作成証明書 次のとおりビラを作成したものであることを証明します。 年 月 日 年 月 日執行 選挙 ( 選挙区) 候補者 ( 氏 名 ) ㊞ 記	
ビラ作成業者の氏名又は名称 及び住所並びに法人にあっては その代表者の氏名	
作 成 枚 数	枚
作 成 金 額	円
備 考	
備考 1 この証明書は、作成の実績に基づいて、ビラ作成業者ごとに作成し、候補者からビラ作成業者 に提出すること。 2 ビラ作成業者が三重県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付すること。 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、三 重県に支払を請求することはできない。 4 1 人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の 限度額は、次のとおりである。 (1) 枚 数 イ 知事の選挙 145,000 枚 ロ 県議会議員の選挙 16,000 枚 (2) 限度額 イ 確認された作成枚数が 50,000 枚以下の場合 $7 \text{ 円 } 51 \text{ 銭 (単価)} \times \text{確認された作成枚数} = \text{限度額}$ ロ 確認された作成枚数が 50,000 枚を超える場合 $\frac{375,500 \text{ 円} + 5 \text{ 円 } 02 \text{ 銭} \times (\text{作成枚数} - 50,000 \text{ 枚})}{\text{作 成 枚 数}} = \text{単価 (1 銭未満の端数は、切り上}$ $\underline{\text{単価} \times \text{確認された作成枚数} = \text{限度額}} \quad (1 \text{ 円未満の端数は、切り上げる。})$	

第 59 号様式その 2 及び第 59 号様式その 3 を次のように改める。



第 59 号様式その 2 (請求書の様式) (第 90 条関係)

請 求 書  
(ポスターの作成)

三重県議会議員及び三重県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例第 5 条の規定により、次の金額の支払を請求します。  
年 月 日

三重県知事 宛て

氏名又は名称及び住所並びに法人  
にあってはその代表者の氏名 ㊞  
電話番号

記

1 請 求 金 額	円
2 内 訳	別紙請求内訳書のとおり
3 選 挙 の 種 類	年 月 日執行 選挙 ( 選挙区)
4 候 補 者 の 氏 名	

5 金融機関名、口座名及び口座番号

金 融 機 関 名		本・支店名	
金 融 機 関 コード		支店コード	
預 金 種 別		口 座 番 号	
ふ り が な			
口 座 名			

備考

- この請求書は、候補者から受領したポスター作成枚数確認書及びポスター作成証明書と共に選挙の期日後速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、三重県に支払を請求することはできない。

(別紙)

請 求 内 訳 書  
(ポスターの作成)

選挙区(選挙が行われる区域)におけるポスター掲示場数				箇所
区分	単 価 (A)	枚数 (B)	金額 (A) × (B) = (C)	備 考
作成金額	円	枚	円	
基準限度額	円	枚	円	
請求金額	円	枚	円	

備考

- 1 「選挙区(選挙が行われる区域)におけるポスター掲示場数」欄には、ポスター作成証明書の「当該選挙区(当該選挙が行われる区域)におけるポスター掲示場数」欄に記載されたポスター掲示場数を記載すること。
- 2 「基準限度額」の「単価」欄には、次により算出した額を記載すること。
  - (1) 当該選挙区(当該選挙が行われる区域)におけるポスター掲示場の数が500以下の場合  

$$\frac{310,500 \text{ 円} + 525 \text{ 円} \times 06 \text{ 銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \quad (1 \text{ 円未満の端数は、切り上げる。})$$
  - (2) 当該選挙区(当該選挙が行われる区域)におけるポスター掲示場の数が500を超える場合  

$$\frac{573,030 \text{ 円} + 27 \text{ 円} \times 50 \text{ 銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \quad (1 \text{ 円未満の端数は、切り上げる。})$$
- 3 「基準限度額」の「枚数」欄には、確認書により確認された作成枚数を記載すること。
- 4 「請求金額」の「単価」欄には、「作成金額」の「単価」欄と「基準限度額」の「単価」欄とを比較して少ない方の額を記載すること。
- 5 「請求金額」の「枚数」欄には、「作成金額」の「枚数」欄と「基準限度額」の「枚数」欄とを比較して少ない方の枚数を記載すること。

## 第 59 号様式その 3 (請求書の様式) (第 90 条関係)

請 求 書  
( ビ ラ の 作 成 )

三重県議会議員及び三重県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例第 6 条の規定により、次の金額の支払を請求します。

年 月 日

三重県知事 宛て

請 求 者	
住 所	
氏 名 ( 名 称 )	( 印 )
代 表 者 氏 名 ( 法 人 に 限 る )	( 印 )
担 当 者 氏 名	
電 話 番 号	

## 記

1 請 求 金 額	円		
2 内 訳	裏面請求内訳書のとおり		
3 選 挙 の 種 類	年 月 日 執 行	選 挙 (	選 挙 区 )
4 候 補 者 の 氏 名			
5 金融機関名、口座名及び口座番号	/		
金 融 機 関 名		本 ・ 支 店 名	
金 融 機 関 コ ー ド		支 店 コ ー ド	
預 金 種 別		口 座 番 号	
ふ り が な			
口 座 名			

## 備考

- 1 この請求書は、候補者から受領したビラ作成枚数確認書及びビラ作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出すること。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、三重県に支払を請求することはできない。
- 3 この請求書には、作成したビラの見本 1 枚 (2 種類の場合には各 1 枚) を添付すること。
- 4 請求者の欄には、請求者が法人の場合には会社印及び代表者印を、個人の場合には私印を押印すること。
- 5 請求者と口座名義が異なる場合は委任状を添付すること。
- 6 請求金額は、消費税及び地方消費税を含む金額とすること。

(別紙)

請 求 内 訳 書  
( ビ ラ の 作 成 )

区 分	単 価 (A)	枚数 (B)	金額 (A) × (B) = (C)	備 考
作 成 金 額	円	枚	円	
基 準 限 度 額	円	枚	円	
請 求 金 額	円	枚	円	

備考

1 「基準限度額」の「単価」欄には、次により算出した額を記載すること。

(1) 確認書により確認された作成枚数が 50,000 枚以下の場合 7 円 51 銭

(2) 確認書により確認された作成枚数が 50,000 枚を超える場合

$$375,500 \text{ 円} + 5 \text{ 円 } 02 \text{ 銭} \times (\text{作成枚数} - 50,000 \text{ 枚})$$

(1 銭未満の端数は切り上げる。)

作 成 枚 数

2 「基準限度額」の「枚数」欄には、確認書により確認された作成枚数を記載すること。

3 「請求金額」の「単価」欄には、「作成金額」の「単価」欄と「基準限度額」の「単価」欄とを比較して少ない方の額を記載すること。

4 「請求金額」の「枚数」欄には、「作成金額」の「枚数」欄と「基準限度額」の「枚数」欄とを比較して少ない方の枚数を記載すること。

5 請求金額は、消費税及び地方消費税を含む金額とすること。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

三重県選挙管理委員会告示第 19 号

最高裁判所裁判官国民審査事務執行規程の一部を改正する告示を次のように定めます。

平成 31 年 3 月 19 日

三重県選挙管理委員会委員長 高 木 久 代

最高裁判所裁判官国民審査事務執行規程の一部を改正する告示

最高裁判所裁判官国民審査事務執行規程（平成 8 年三重県選挙管理委員会告示第 29 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（開票に関する裁判官の順序）</p> <p>第 10 条 開票管理者において、開票録を作成するとき、又は前条の規定による開票の結果を報告するときの裁判官の順序は、<u>法第 5 条第 1 項の規定による告示の順序によるものとする。</u></p> <p>（審査に付される裁判官の氏名等の掲示）</p> <p>第 14 条 （略）</p> <p>2 <u>令第 19 条第 1 項の規定により掲示をする場所は、市町委員会においてあらかじめ定めておかなければならない。</u></p> <p>3 <u>令第 20 条第 1 項の規定により掲示を消す方法は、当該審査に付される裁判官に関する部分に縦 2 本の黒線を引いて行うものとする。</u></p> <p>4・5 （略）</p> <p>6 <u>法第 14 条の 2 第 3 項の規定による投票用紙に審査に付される裁判官としてその氏名が印刷された者の中に審査を行わないこととなった者がある旨の掲示は、第 10 号様式の 2 に準じて作成しなければならない。</u></p> <p>7 <u>法第 14 条の 2 第 4 項において準用する同条第 3 項の規定による投票用紙に審査に付される裁判官としてその氏名が印刷された者のいずれかについてその氏名に変更が生じた旨の掲示は、第 10 号様式の 3 に準じて作成しなければならない。</u></p>	<p>（開票に関する裁判官の順序）</p> <p>第 10 条 開票管理者において、開票録を作成するとき、又は前条の規定による開票の結果を報告するときの裁判官の順序は、<u>令第 2 条第 3 項の規定による通知の順序によるものとする。</u></p> <p>（審査に付される裁判官の氏名等の掲示）</p> <p>第 14 条 （略）</p> <p>2 <u>令第 20 条の規定により掲示をする場所は、市町委員会においてあらかじめ定めておかなければならない。</u></p> <p>3 <u>令第 23 条の規定により掲示を消す方法は、当該審査に付される裁判官に関する部分に縦 2 本の黒線を引いて行うものとする。</u></p> <p>4・5 （略）</p>

第10号様式の次に次の2様式を加える。

第 10 号様式の 2 (投票用紙に印刷された裁判官の中に審査を行わないこととなった者がある旨の掲示の様式) (第 14 条関係)

<p>ちゅうい</p> <p>注 意</p> <p>さいこうさいばんしよさいばんかんこくみんしんさ 最高裁判所裁判官国民審査において、投票用紙に審査に付される裁判官としてその氏名が印刷された○○○○は、最高裁判所裁判官国民審査法第五条第三項(第五条第五項)(第五条の三第一項)に規定する場合に該当し、審査に付されないこととなったため、○○○○の上の×を書く欄には何も書かないください。</p> <p>ばあい がいとう しんさ ふ ふりがな うえ か らん なにか</p> <p>年 月 日</p> <p>何 選挙管理委員会</p>
---

備考 掲示は、審査人の見やすい適切な大きさのものとし、審査人が他の掲示と間違ふことのないように行うこと。

第 10 号様式の 3 (投票用紙に印刷された裁判官のいずれかについてその氏名に変更が生じた旨の掲示の様式) (第 14 条関係)

<p>ちゅう 注 意 い</p> <p>さいこうさいばんしよさいばんかんこくみんしんさ 最高裁判所裁判官国民審査において、審査に付される裁判官○○○○は、</p> <p>しんさ ふ さいばんかんふりがな しめい へんこう まえ しめい 年月日 その氏名に変更が生じました。投票用紙には、変更前の氏名である××××として 印刷されています。</p> <p>年 月 日</p> <p>何 選挙管理委員会</p>
---

備考 掲示は、審査人の見やすい適切な大きさのものとし、審査人が他の掲示と間違ふことのないように行うこと。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

三重県選挙管理委員会告示第 20 号

少額領収書等の写しの開示に関する規程の一部を改正する告示を次のように定めます。

平成 31 年 3 月 19 日

三重県選挙管理委員会委員長 高 木 久 代

少額領収書等の写しの開示に関する規程の一部を改正する告示

少額領収書等の写しの開示に関する規程（平成 22 年三重県選挙管理委員会告示第 101 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><b>第 6 号様式（第 6 条関係）</b>                      （略）                      この決定に不服がある場合には、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 ヶ月以内に、総務大臣に対して審査請求をすることができます。また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定に基づき、この決定があったことを知った日から 6 ヶ月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県選挙管理委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p>	<p><b>第 6 号様式（第 6 条関係）</b>                      （略）                      この決定に不服がある場合には、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、総務大臣に対して審査請求をすることができます。また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定に基づき、この決定があったことを知った日から 6 ヶ月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県選挙管理委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p>
<p><b>第 7 号様式（第 6 条関係）</b>                      （略）                      この決定に不服がある場合には、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 ヶ月以内に、総務大臣に対して審査請求をすることができます。また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定に基づき、この決定があったことを知った日から 6 ヶ月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県選挙管理委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。</p>	<p><b>第 7 号様式（第 6 条関係）</b>                      （略）                      この決定に不服がある場合には、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、総務大臣に対して審査請求をすることができます。また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定に基づき、この決定があったことを知った日から 6 ヶ月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県選挙管理委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。</p>

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

三重県選挙管理委員会告示第 21 号

平成 31 年 4 月 7 日執行予定の三重県議会議員選挙において、候補者の届出等の書類を選挙長に提出すべき場所及び選挙事務所の設置等の届出を県の選挙管理委員会地方書記室に提出すべき場所並びに政党その他の政治団体が確認書の交付申請等の書類を県の選挙管理委員会に提出すべき場所を次のとおり定めます。

平成 31 年 3 月 19 日

三重県選挙管理委員会委員長 高 木 久 代

- 候補者の届出等の書類を選挙長に提出すべき場所及び選挙事務所の設置等の届出を県の選挙管理委員会地方書記室に提出すべき場所



津市選挙区	津市桜橋3丁目446番地34 三重県津庁舎2階 三重県選挙管理委員会津地方書記室 (3月29日に限り、三重県津庁舎6階 大会議室)
四日市市選挙区	四日市市新正4丁目21番5号 三重県四日市庁舎2階 三重県選挙管理委員会四日市地方書記室 (3月29日に限り、三重県四日市庁舎6階 大会議室)
伊勢市選挙区	伊勢市勢田町628番地2 三重県伊勢庁舎4階 三重県選挙管理委員会伊勢地方書記室 (3月29日に限り、三重県伊勢庁舎4階 401会議室)
松阪市選挙区	松阪市高町138番地 三重県松阪庁舎3階 三重県選挙管理委員会松阪地方書記室 (3月29日に限り、三重県松阪庁舎6階 大会議室)
桑名市・桑名郡選挙区	桑名市中央町5丁目71番地 三重県桑名庁舎2階 三重県選挙管理委員会桑名地方書記室 (3月29日に限り、三重県桑名庁舎3階 第1会議室)
鈴鹿市選挙区	鈴鹿市西条5丁目117番地 三重県鈴鹿庁舎2階 三重県選挙管理委員会鈴鹿地方書記室 (3月29日に限り、三重県鈴鹿庁舎4階 第46会議室)
名張市選挙区	伊賀市四十九町2802番地 三重県伊賀庁舎3階 三重県選挙管理委員会伊賀地方書記室 (3月29日に限り、三重県伊賀庁舎7階 大会議室)
尾鷲市・北牟婁郡選挙区	尾鷲市坂場西町1番1号 三重県尾鷲庁舎3階 三重県選挙管理委員会尾鷲地方書記室 (3月29日に限り、三重県尾鷲庁舎5階 大会議室)
亀山市選挙区	鈴鹿市西条5丁目117番地 三重県鈴鹿庁舎2階 三重県選挙管理委員会鈴鹿地方書記室 (3月29日に限り、三重県鈴鹿庁舎4階 第41会議室)
鳥羽市選挙区	伊勢市勢田町628番地2 三重県伊勢庁舎4階 三重県選挙管理委員会伊勢地方書記室 (3月29日に限り、三重県伊勢庁舎4階 402会議室)
熊野市・南牟婁郡選挙区	熊野市井戸町371番地 三重県熊野庁舎2階 三重県選挙管理委員会熊野地方書記室 (3月29日に限り、三重県熊野庁舎5階 大会議室)
いなべ市・員弁郡選挙区	桑名市中央町5丁目71番地 三重県桑名庁舎2階 三重県選挙管理委員会桑名地方書記室 (3月29日に限り、三重県桑名庁舎附属棟1階 第2会議室)
志摩市選挙区	伊勢市勢田町628番地2 三重県伊勢庁舎4階 三重県選挙管理委員会伊勢地方書記室 (3月29日に限り、三重県伊勢庁舎4階 402会議室)
伊賀市選挙区	伊賀市四十九町2802番地 三重県伊賀庁舎3階 三重県選挙管理委員会伊賀地方書記室 (3月29日に限り、三重県伊賀庁舎7階 大会議室)
三重郡選挙区	四日市市新正4丁目21番5号 三重県四日市庁舎2階 三重県選挙管理委員会四日市地方書記室 (3月29日に限り、三重県四日市庁舎6階 大会議室)
多気郡選挙区	松阪市高町138番地 三重県松阪庁舎3階 三重県選挙管理委員会松阪地方書記室 (3月29日に限り、三重県松阪庁舎6階 大会議室)
度会郡選挙区	伊勢市勢田町628番地2 三重県伊勢庁舎4階 三重県選挙管理委員会伊勢地方書記室 (3月29日に限り、三重県伊勢庁舎4階 401会議室)

- 2 政党その他の政治団体が確認書の交付申請等の書類を県の選挙管理委員会に提出すべき場所  
津市広明町13番地  
三重県庁2階 三重県選挙管理委員会室

公 告
-----

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、伊勢市から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供します。

平成 31 年 3 月 19 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 都市計画の種類及び名称  
伊勢都市計画道路  
3・6・22 号高向小俣線
- 2 縦覧場所  
三重県県土整備部都市政策課

### 特定調達公告

次のとおり随意契約の相手方を決定しましたので、三重県企業庁の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成 7 年三重県企業庁管理規程第 9 号）第 12 条の規定により公告します。

平成 31 年 3 月 19 日

三重県企業庁長 山 神 秀 次

- |   |               |   |
|---|---------------|---|
| 1 | 特 定 役 務 の 名 称 | 平成 30 年度 ご発 第 1-分 0003 号<br>三重ごみ固形燃料発電所 R D F 焼却・発電施設定期点検整備業務 |
| 2 | 担 当 部 局       | 三重県桑名市多度町力尾<br>三重県企業庁 三重ごみ固形燃料発電所                             |
| 3 | 契約の相手方を決定した日  | 平成 31 年 2 月 28 日  |
| 4 | 契 約 の 相 手 方   | 三重県四日市市浜田町 6 番 11 号<br>富士電機株式会社 三重営業所<br>所長 菅原 是善             |
| 5 | 契 約 金 額       | 383,940,000 円（うち消費税及び地方消費税 28,440,000 円）                      |
| 6 | 決 定 手 続       | 随意契約  |
| 7 | 随 意 契 約 の 理 由 | 地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令第 403 号）第 21 条の 14 第 1 項第 5 号に該当          |

---

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地  
三重県総務部法務・文書課  
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>

---